

## 家庭的保育事業等運営規程

事業所名 家庭的保育事業 小田 薫子

## 1 事業の目的及び運営の方針

## (1) 事業の目的

- ・乳幼児の最善の利益を尊重し、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- ・家庭や地域社会と連携を取りながら健全な心身の発達を図る。
- ・保育が必要な生後57日からの乳幼児を保健、衛生的な環境の中で保育する。

## (2) 運営の方針

- ・乳幼児の人権に配慮しながら、一人一人の人格を尊重した保育を行う。
- ・研修に参加し自らの専門性を高め、保護者と共にこどもの成長を楽しむ。
- ・保育所保育指針に基づく保育をすすめ家庭的な環境の中で楽しく過ごす。

## 2 提供する保育の内容

- ・一人一人の成長を受け止め、個性を大切にする保育を目指します。。
- ・全体的計画・年間指導計画・月間指導計画等の保育計画を作成し、保護者との相互理解を深めます。

## 3 職員の職種、員数及び職務の内容

職員数 8 名

職種・職務の内容等については、別紙「職員一覧表」のとおり

## 4 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

|          |   |
|----------|---|
| 提供を行う日   | 月曜日から土曜日  |
| 提供を行う時間  | ・ 保育標準時間認定に係る保育時間（10時間20分）<br>7時30分 から 17時50分まで |
|          | ・ 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）<br>9時00分 から 17時00分まで      |
| 提供を行わない日 | 日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日                            |

## 5 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

| 費用の種類(名称)          | 理由(徴収の目的) | 金額   |
|--------------------|-----------|------|
| 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 災害共済給付制度  | 250円 |
|                    |           |      |
|                    |           |      |
|                    |           |      |

## 6 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

| 区分等                    | 3号認定子ども |       |
|------------------------|---------|-------|
|                        | 0歳児     | 1・2歳児 |
| 利用定員                   | 1名      | 4名    |
|                        | 合計 5 名  |       |
| 事業所内保育事業におけるその他の乳幼児の定員 | 名       | 名     |
|                        | 合計 名    |       |

- 7 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (1) 当事業所は、「子ども子育て支援法」第19条第1項第2号又は第3号に該当するものとして支給認定(保育認定)を受けた乳幼児の利用について、北九州市が行う利用の調整及び、要請に対し、「北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」第41条により、できる限り協力する。
  - (2) 当事業所は、北九州市が行う利用調整の結果に基づき、保育の提供を開始する。
  - (3) 当事業所の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用乳幼児の保護者とその内容を確認し、利用契約書を交わす。
  - (4) 本事業所は以下の場合には、保育の提供を終了する。
    - ① 該支給認定に係る満3歳未満の小学校就学前子どもが、支給認定の有効期間内に、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき
    - ② 保護者が「子ども子育て支援法施行規則」第1条の第5各号に定める事由のいずれかに該当しなくなったとき
    - ③ 当事業所における保育を希望しなくなったとき
  - (5) 当事業所以外の保育所等の利用を希望する場合は、居住区を管轄する福祉事務所長に対し、「保育利用先変更申請書兼利用調整申込書」を提出する。
- 8 緊急時等における対応方法
- ・ 事故や事件がないようにいろいろなリスクを想定して、安全保育を行う。
  - ・ 入所児童に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は入所児童の主治医に連絡し、必要な措置を講じます。
  - ・ 通報訓練を実施し、「緊急通報表」を見やすい場所に掲示する。
  - ・ 乳幼児の怪我や急病に対処できるように救急救命講習を受講して、応急処置の一覧表を見やすい場所に掲示する。
  - ・ 「不審者、火災、事故の対応、病気、けがへの対応、フローチャート」を作成し周知する。  
 「緊急通報表」「不審者対応のフローチャート」  
 「けが、急病時の対応フローチャート」
- 9 非常災害対策
- ・ 非常災害対策マニュアルを作成
  - ・ 「安全のためのチェックリスト」を作成して、日々点検をする。
  - ・ 「関係機関の電話番号」をわかりやすい場所に掲示して緊急時に利用しやすいようにする。
  - ・ 関係機関からの情報誌、行政からの連絡や通知文書は、掲示板に貼り保護者にも必要な情報は知らせる。
  - ・ 「災害別のフローチャート」を参考にして対処するようにする。
  - ・ 防犯防災避難訓練を月1回以上実施する。被害状況を行政機関へ報告する  
 「安全のためのチェックリスト」「緊急時に備えた保育施設付近の一覧表」  
 「避難訓練年間計画」「火災対応フローチャート」「地震対応フローチャート」  
 「風水害」「避難マップ」
- 10 虐待の防止のための措置に関する事項
- ・ 入所児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制作りと職員の研修を行います。
  - ・ 虐待が疑われる時は、関係機関との連携を持ち「児童虐待対応マニュアル」に沿って適切に対応する。  
 「児童虐待対応マニュアル」
- 11 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項
- (1) 保険の加入について
    - ① 加入保険の種類・・・賠償責任保険、傷害保険
    - ② 保険の内容、補償金額  
 ・・・・賠償責任保険100,000千円(死亡)  
 傷害保険 3,000千円(死亡)  
 「総合賠償責任保険証券(写)」「傷害保険証券(写)」
  - (2) 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項
    - ① 利用乳幼児の世帯に関する情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用する。
    - ② 当事業所の職員は、業務上知り得た利用乳幼児及び支給認定保護者の秘密を保持する。
    - ③ 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

付則 この規程は平成27年4月1日から施行する。  
 付則 この規程は平成29年4月1日から施行する。  
 付則 この規程は平成30年4月1日から施行する。  
 付則 この規程は令和2年4月1日から施行する。  
 付則 この規程は令和3年4月1日から施行する。  
 付則 この規程は令和5年4月1日から施行する。  
 付則 この規程は令和8年4月1日から施行する。

